

議案第26号

三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成23年2月22日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例

三田市企業立地促進条例（平成14年三田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 企業立地促進地区 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域で、次に掲げる区域をいう。

ア 北摂三田テクノパーク

イ 北摂三田第二テクノパーク

ウ ニュー三田インダストリアルパーク

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号イに規定する北摂三田第二テクノパークの区域においては、同項中「特定事業者が取得した当該事業の用に供する家屋、償却資産及びこれらの敷地である土地（以下「特定事業用資産」という。）」とあるのは「特定事業者が特定事業用資産を取得するために要した費用の総額が3億円以上である場合における当該特定事業用資産」と、「3年度分」とあるのは「5年度分」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

付則第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。